

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会慶甲等取扱要綱

1 目的

この要綱は、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の慶甲等の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 慶事

社協職員（社会福祉法人青梅市社会福祉協議会就業規則（昭和54年規則第1号）第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）が結婚した場合は、1万円を贈呈し、祝意を表す。

3 弔事

- (1) 弔事の場合には、次に掲げるところにより、その死亡について弔慰金を献呈し、弔意を表す。ただし、父母及び子については、社協職員の実父母及びその施主となる場合を除き、同一家屋居住している者に限るとする。

区 分	本 人	配偶者、父母、子
顧問、役員、相談役	10,000円	10,000円
評議員	10,000	
社協の附属機関の委員	10,000	
現職の世帯更正資金調査委員(市職員を除く。)	10,000	5,000
部会員、委員会委員	5,000	
社協職員	10,000	5,000
市の三役	10,000	
民生児童委員	5,000	
社協会員の福祉施設の理事長、施設長、園長	5,000	
元顧問、役員、事務局長で特に功労があったもの	10,000	
元市の三役	10,000	

- (2) 前号の場合において、特に必要があると認めるときは、花輪及び弔電を加え、又は弔慰金に替えて花輪とすることができる。

4 傷病見舞金

顧問、役員、相談役、評議員及び社協の附属機関の委員が、疾病又は負傷により引き続き療養15日以上又は入院7日以上にわたって療養を受けたときは、傷病見舞金として5,000円を贈呈する。

5 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

6 実施期日

この要綱は、昭和52年4月1日から適用する。

7 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、昭和61年4月1日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、昭和63年6月1日から実施する。
- (3) この要綱の一部改正は、平成3年6月1日から実施する。
- (4) この要綱の一部改正は、平成6年10月1日から実施する。
- (5) この要綱の一部改正は、平成8年10月1日から実施する。